

独占的ライセンスの対抗制度に関する検討事項の検討 —独占的利用許諾構成について—

1. 独占性を主張することができることの法的意味

(1) 問題の所在

昨年度のワーキングチームにおける整理によれば、独占的利用許諾構成における「独占性」とは、「独占的ライセンシーが、債権的な独占的ライセンスを付与されたことによって取得する当該著作物の利用を独占的に行うことができるという地位」をいうものといえるが¹、それを著作権等の譲受人、他のライセンシー及び不法利用者に対し主張することができるということがどのような法的意味を有するものかについて確認したい。その法的意味によっては、独占性の主張を受ける著作権等の譲受人や他のライセンシー等への影響の程度も変わり得るところであり、独占的ライセンスの対抗制度導入の許容性や具体の制度設計の議論に影響するものと思われる。

(2) 従前の議論

【文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）】²

なお、今回の検討に当たっては、著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度とは、上記のとおり利用許諾に係る利用方法及び利用条件に従って著作物を利用することができるという点について対抗を可能とする制度を指し、自分以外の者には利用を行わせないという点(独占性)の対抗までをも可能とするものではないものとして検討を行うこととした。

【著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）】³

■独占的利用許諾構成における「独占性の対抗」についてチーム員から示された意見（抜粋）

○「独占性を積極的に主張することができる」ということは直接差止請求を行うことができることと同義と考えてよいのか。独占的ライセンス契約を締結したにもかかわらず、これに反するライセンス契約が行われた場合には、①独占的ライセンシーは、著作権者等に対して債務不履行責任を主張することのみができるとする場合、②新しいライセンス契約の効力を否定して、妨害排除請

¹ 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）6頁では「独占性」を「独占的ライセンシーが独占的ライセンスを付与されたことによって取得する当該著作物の利用を独占的に行うことができるという地位をいうものとする。」と定義している。

² 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）108～109頁

³ 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）7～8頁の【オについてチーム員から示された意見】参照

- 求権等の著作権者等の有する権利を代位行使することができるとする場合、③独占的ライセンス契約に基づいて直接に差止請求を行えるとする場合、といった3つくらいの場合が考えられるが、「独占性を積極的に主張することができる」ということは、このうちいずれかの場面のみを想定しているのか。
- 相手方が著作権等の譲受人や他のライセンシーの場合は債権者代位の問題にはならず、当該譲受人や他のライセンシーに対し直接差止請求をすることができるかという問題になるのではないか。
 - 不法利用者は無権利者なので、不法利用者との関係は対抗関係ではなく、誤解を避けるため、ここで「対抗」という言葉を使わない方がよいのではないか。
 - 賃借権は対抗要件を備えると、不法占有者に対して明渡請求することができるが、これについて対抗要件（対抗力）を備えた賃借権が物権化するからそのような請求をすることができるという考え方がある。そのため、本検討における不法利用者との関係でも、そのような考え方をとるか否かという形で、「独占性の対抗力」の有無が問題になることはあると思われる。
 - 「対抗」という言葉自体にいろいろな意味があるので、用語としては独占性を「主張し」といった中立的な表現に修正すれば、無用な誤解を避けて、今後の議論に対応することができるのではないか。
 - 特許法99条のように「対抗要件」を具備しなくとも「対抗力」を備える場合があるので、「対抗要件」、「対抗力」といった用語は細かく区別して使った方がよい。

(3) 論点

- ・独占性を主張することができることの法的意味は何か。今回導入を検討している独占的ライセンシーの差止請求権⁴との関係で、独占性を主張できることというのはどのように位置づけられるのか。
⇒例えば、独占性を主張することができるというのは、主張の相手方が、自ら当該著作物を利用する行為や当該独占的ライセンスと競合するライセンスを他者に付与することを当該独占的ライセンシーとの関係で不法（独占性を侵害するもの）と評価できることを意味し、今回導入を検討している独占的ライセンシーの差止請求権との関係では当該相手方に独占性を主張できることが当該差止請求が認められるための要件の一つである、と考えられるか等。

2. 独占的ライセンスの対抗制度導入の許容性

(1) 問題の所在

現行法のもとでは、独占的利用許諾構成における独占性は、債権的な効力しか

⁴ ここでは、独占的ライセンシーから「直接」著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者に対して、その差止を求めることができるというものを想定する。

ない独占性の合意に基づき付与されるものであって、排他的な効力を有するものではない。そのため、独占的ライセンスの対象となる著作権の譲受人や当該独占的ライセンスと重複する範囲で別途ライセンスを受けた他のライセンシーが現れた場合、民法の原則に従えば、独占的ライセンシーは著作権の譲受人に対して当該独占性をそれらの者に主張することはできない。

他方で、「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」⁵（以下、同調査研究又は同調査研究の報告書を単に「調査研究」という。）の結果によれば、「著作物等の独占的ライセンスに関しては、実務上相当程度用いられていること、その性質上、他社を排除して利用をできる法的な地位が与えられなければ、その契約の目的が完全には実現できないこと、他者を排除した独占的な利用ができる地位を得るために非独占的ライセンスよりも高いライセンス料の支払を伴い契約を締結するケースが多いこと等から、譲受人等の第三者との関係でライセンシーの独占性を主張できる制度に関するニーズが多く存在することが確認された。」とされている⁶。さらに、調査研究においては、特に、「映像、商品化、写真、舞台、広告等の分野において、独占的ライセンスが用いられている又は事実上独占状態にあるものが多く存在することが確認されるとともに、独占的ライセンスを受ける場合には高額なライセンス料の支払やプロモーション等の多額の投資を行うことが多く、引き続き独占的な利用を期待する意見が多く見られた。」とされている⁷。

また、令和元年度の第2回及び第3回ワーキングチームにおいて実施された関係者へのヒアリング（以下「ヒアリング」という。）の結果においては、一定の場合には、不法利用者だけでなく、著作権等の譲受人や他のライセンシーといった者に対しても、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにしてほしいというニーズがあることが確認されたところである⁸。

以上からすると、不法利用者だけでなく、著作権等の譲受人や他のライセンシーに対しても一定の場合に、独占性の主張を可能とする制度として独占的ライセンスの対抗制度を導入する一定の必要性が認められると考えられる。

もっとも、独占的ライセンシーによる独占性の主張が認められる場合、著作権等の譲受人や他のライセンシーは、自ら当該著作物を利用することや当該独占的ライセンスと競合するライセンスを他の者に付与することができなくなると考えられ⁹、著作権等の譲受人や他のライセンシーの不利益が大きいと考えられる。そのため、著作権等の譲受人や他のライセンシーにも独占性を主張すること

⁵ 平成29年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」（一般財団法人ソフトウェア情報センター）

⁶ 調査研究67～68頁

⁷ 調査研究68頁

⁸ 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）21頁

⁹ 調査研究69頁では、「独占的ライセンスを対抗することができるとする制度を設ける場合には、譲受人は自らの利用や重畳的ライセンスをすることができないことになるため、独占的ライセンスの対象となる著作権等を譲り受けた譲受人の不利益が大きい」ことを前提として検討がされている。

を可能とする独占的ライセンスの対抗制度を導入することの許容性については慎重な検討が必要と思われる。

そこで、独占的ライセンスの対抗制度については、民法法理との関係、独占的ライセンスの対抗制度の導入により関係者に与える影響等を踏まえつつ、その許容性について整理したい。

(2) 従前の議論—民法法理との関係

ア 利用権の当然対抗制度導入時の議論

【文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）】¹⁰

利用権の当然対抗制度の導入にあたって、民法法理との関係について以下のとおり整理されており、今回の議論においても参考になるものと思われる。

著作物の利用許諾に係る権利は、著作権者のライセンシーに対する利用許諾に基づいて発生する権利であり、著作物をその許諾に係る利用方法及び条件の範囲内で利用することを著作権者から妨げられないことを内容とする不作為請求権であって、債権としての性質を有している。したがって、利用許諾の対象となる著作権が第三者に譲渡された場合、民法の原則に従えば、ライセンシーは著作権の譲受人に対して当該利用許諾に基づき著作物を利用することができる権利を主張（対抗）することができないことから、譲受人は当該著作権に基づきライセンシーによる著作物の利用の差止めを求めることができることとなる。

もっとも、例えば民法第605条は不動産賃貸借について対抗制度を設けることで賃借人の保護を図っており、また、特許法第99条は、著作物の利用許諾に係る権利と同様の不作為請求権である通常実施権について対抗制度を設けることで通常実施権者の保護を図っており、上述の民法の原則が修正されている。こうした制度の存在を踏まえれば債権であっても債権者保護の必要性が認められる場合には、譲受人に与える影響の程度等を踏まえつつ当該権利を第三者に対して対抗することができる制度（対抗制度）を設けることは民法法理との関係において排除されないものと考えられる。

イ 独占的ライセンシーの保護に関する議論

【調査研究】¹¹

独占性の対抗を可能とする制度に関し、民法法理との関係を以下のように整理している。

不動産賃借権に係る対抗制度では、有体物である不動産を目的物としているため、対抗要件を備えた場合には、自らの利用を妨げられないだけでなく自分以外の者に利用を行わせないことまで対抗することが可能となることを踏まえれば、著作物等の利用許諾に係る権利についても、自らの利用を妨げられないという点について対抗を可能とする制度（上記アにおいて検討した利用許諾に係る権利の対抗制度）に加えて、それとは別に自分以外の者に利用を行わせな

¹⁰ 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）108頁

¹¹ 調査研究69頁

いという点(独占性)についても対抗を可能とする制度を設けたとしても民法の一般法に反するものではないと考えられるところである。

(3) 従前の議論—独占的ライセンスの対抗制度導入による関係者への影響

ア 利用権の当然対抗制度導入時の議論

【文化審議会著作権分科会報告書(2019年2月)】¹²

利用権の当然対抗制度導入の許容性に関して、同制度導入による関係者への影響が以下のとおり整理されている。独占的ライセンスの対抗制度導入による関係者への影響を検討するに当たっては、これとの比較も考慮される必要があると思われる。

対抗制度が導入されなかった場合には、ライセンシーは、利用許諾に基づく利用を継続することができなくなるという不利益を被ることとなる。また、ライセンシーは事前に著作権の移転や著作権者の破産を知り得ず、自らのコントロールできない事情によって、利用許諾に基づく利用を継続することができなくなる。他方、対抗制度が導入された場合には、譲受人等の第三者は、ライセンシーの利用を差止めることができなくなるという不利益を被ることとなるものの、自ら利用を行うことができ、他者に利用を行わせることもできるという地位には変わりはないものと考えられる。

これらを踏まえれば、対抗制度を導入しない場合には、ライセンシーは著作物の利用許諾に係る権利の本質的な要素である利用を行うことができる地位を失うという大きな不利益を被ることとなる一方、対抗制度を導入したとしても、ライセンシーが被る不利益に比して譲受人等の第三者が被る不利益の程度は大きくないと評価することができるものと考えられる。

イ 独占的ライセンシーの保護に関する議論

【調査研究】¹³

調査研究においては、独占的ライセンスの対抗制度導入による関係者への影響に関しては以下のように整理されている。

利用許諾に係る権利の対抗制度の導入を検討するに当たっては、これまで譲受人は譲り受けた著作物等の利用を行うことができることを前提にその与え得る不利益の程度を考慮してきたが、独占性を対抗することができる制度を設ける場合には、その前提が当てはまらなくなるため、改めて譲受人に与え得る不利益の程度を考慮した慎重な検討が必要とされる。

検討委員会においては、独占的ライセンスを対抗することができるとする制度を設ける場合には、譲受人は自らの利用や重畳的ライセンスをすることができないことになるため、独占的ライセンスの対象となる著作権等を譲り受けた譲受人の不利益が大きいことから、公示又は善意の譲受人の保護が必要であることが確認された。

¹² 文化審議会著作権分科会報告書(2019年2月) 110頁

¹³ 調査研究 69頁

(4) 論点

- ・民法法理との関係において独占的ライセンスの対抗制度を導入することも許容されると考えてよいか。
- ・独占性の保護の必要性や譲受人、他のライセンシーといった第三者に与える影響等に鑑みて、独占的ライセンスの対抗制度を導入することが許容されるか。
⇒具体的には、独占的ライセンスの対抗制度の導入は、譲受人や他のライセンシーへの不利益が大きいことから公示又は善意の譲受人や他のライセンシーの保護がなされなければ許容できないと考えてよいか。

3. 制度設計について

(1) 問題の所在

対抗関係に立つ第三者に対し、独占性を主張するための要件として、どのような要件を設定すべきか、独占的ライセンスの対抗制度導入の必要性・許容性の内容を踏まえつつ検討する。

(2) 従前の議論

ア 利用権の当然対抗制度導入時の議論

【文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）】¹⁴

利用権の当然対抗制度導入の際の議論においては、制度の選択肢として以下の4つが検討され、以下のように評価されている。

- ①登録対抗制度：強い公示機能が期待される一方、登録手続の煩雑さや費用が負担となることや、共同申請主義により著作権者の協力が得られない場合があること等から制度の実効性に欠け、ライセンシーの保護に欠け得ることが考えられる。
- ②事業実施対抗制度：一定の公示機能が期待される一方、局地的や内部的に利用される場合等には公示機能に限界があり十分ではない場合があること、将来の利用のためにライセンス契約を締結するライセンシーの保護に欠け得ることが考えられる。
- ③悪意者対抗制度：善意（・無過失）の譲受人の保護が期待される一方、悪意（・有過失）の立証が困難なことが予想されること、譲受人の主観といったライセンシーのコントロールできない事情により対抗の可否が決められるためライセンシーは不安定な立場におかれること等からライセンシーの保護に欠け得ることが考えられる。
- ④当然対抗制度：ライセンシーの十分な保護が期待される一方、善意の譲受人の保護に欠け得ることが考えられる。

¹⁴ 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）113頁

イ 独占的ライセンシーの保護に関する議論

【調査研究】

■独占的ライセンスの保護について¹⁵

独占的ライセンスの対抗制度の制度設計については、調査研究において以下のような指摘がなされている。

検討委員会においては、独占的ライセンスを対抗することができるとする制度を設ける場合には、譲受人は自らの利用や重畳的ライセンスをすることができないことになるため、独占的ライセンスの対象となる著作権等を譲り受けた譲受人の不利益が大きいことから、公示又は善意の譲受人の保護が必要であることが確認された。その具体的な在り方については、自分以外の者に著作物の利用を行わせないという点について第三者に主張できるという効果を認めるに当たっては登録のように公示をする制度とするのが本来的には望ましいものの、著作権の発生については無方式主義が採用されており登録が活用されにくいこと、日々発生する大量の著作物等について登録を行うことは現実的ではないことから、他の方法が検討されるべきとの意見が多かった。他の方法としては、対抗要件は不要とし、悪意者あるいは悪意有過失の第三者に対しては対抗することができるとする制度とすれば、善意無過失の譲受人は保護されるため問題が少ないのではないかという意見があった。この意見に対しては、第三者の主観を基準とすると、善意無過失の第三者は利用を継続できることとなり適法に利用できる者が複数存在する事態が生じるところ、そのような場合は事実上独占状態ではなくなり、法律関係が複雑となる場面が多いことから、何らかの客観要件を対抗要件とし、その具備の先後により優劣を決するのが望ましいのではないかという意見があった。

■差止請求の要件について¹⁶

調査研究ではさらに、差止請求の要件の議論としてではあるが、アンケート調査結果において以下のような意見が見られた旨指摘されている。

アンケートでは、ライセンシーの立場となったことのある者に対して、独占的ライセンシーが差止請求権を行使できる際の要件について「登録」、「事業実施」、「契約の事実のみ」のそれぞれどの程度望ましいかとの質問を行ったところ、それぞれに対する「非常に望ましい」「やや望ましい」との回答の割合は、「契約の事実のみ」が最も多く87.5%、「事業実施」が67.5%、「登録」が42.5%となった。理由としては、契約の事実のみとすることに関しては、迅速な対応を行う必要があることから契約の存在のみで差止めできることが望ましいとする意見があった。事業実施に関しては、ライセンス契約後すぐに事業実施するとは限らないことや、立証の手間を要するため望ましくないとする意見があった。登録に関しては、費用や手続き面でライセンシーに過大な負担を強

¹⁵ 調査研究69頁

¹⁶ 調査研究122頁及び123頁

いるものであるとの意見や、登録の困難さから現実に機能しなくなってしまうとの懸念が示された。

(中略)

ヒアリングでは、独占的ライセンシーの差止請求権の行使の要件について、事業実施や登録を要件とすべきとする意見が見られた。

(中略)

ヒアリングでは、独占的ライセンシーに対して差止請求権を付与することについて、著作権者等（ライセンサー）の立場からは、海賊版対策等の侵害排除の円滑化に繋がり歓迎する意見が多くみられた。一方で、独占的ライセンシーが著作権者等に無断で権利行使を行うことに対する不安感も示された。これに対しては、権利行使の際に権利者の承諾を得るのは負担となるといった意見や、実際の権利行使は著作権者等に確認を取った上で行われるものと考えられるので著作権者等の意に反した権利行使がなされることはないのではないか、といった意見があった。

【著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）】¹⁷

昨年度のワーキングチームにおけるヒアリングでは、関係者から以下のような意見が示されている。

■著作権等が譲渡された場合

【一般社団法人日本書籍出版協会】

- 独占的ライセンス契約の存在を立証するとともに、相手方が独占的ライセンス契約の存在を認識していることを立証できれば、独占的ライセンスの独占性を対抗し、独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度が妥当と考える。
- 著作物の点数の多さから、登録を独占性の主張や差止請求の要件とすることは当事者のコスト、社会的コストが高すぎると考える。また事業の実施を要件とすると、契約から商品を出すまでの期間が保護されず、独占性を保護することにつながらない。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

- 安定的なビジネス継続のため独占的ライセンシーの保護が重要。著作権が第三者に譲渡されようとも独占的使用権は同条件で継続されるべき。
- (略)

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

¹⁷ 対抗関係の問題ではないが、ヒアリングでは、不法利用者が現れた場合については、著作権者による権利行使がなされない場合に限定するか否かという点で意見の違いはあったものの、いずれの関係者からも、独占的ライセンシーが不法利用者に対し、その独占性を主張し、直接差止請求をすることができるようにすることが望ましいとの意見が示され、当該主張や差止請求にあたって、上記の限定の他に特段の要件が必要との意見は見られなかった（著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）15頁）。

- ライセンサーから著作権等の権利を譲り受けた者に対しては、登録等の要件なしで保護される制度が望ましい。ライセンス契約の有無は、著作権譲渡やライセンス契約を締結する際に調査するのが一般的で、デューデリジェンスで対応可能である。したがって、独占的ライセンス契約の存在を立証できれば独占的ライセンシーとして事業が継続できる制度が望ましい。
- ビデオソフトの場合、独占的ライセンシーは発売元又は販売元としてパッケージに記載されており、明認方法による独占的ライセンスの公示がなされている。したがって、事業化が行われ、独占的ライセンシーの権利が公示された後に現れた第三者に対しては、独占性を対抗でき、差止請求できる制度が望ましい。

■二重にライセンス契約が締結された場合

【一般社団法人日本書籍出版協会】

- 独占的ライセンス契約の存在を立証するとともに、相手方が独占的ライセンス契約の存在を認識していることを立証できれば、独占的ライセンスの独占性を対抗し、独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度が妥当と考える。
- 著作物の点数の多さから、登録制度は当事者のコスト、社会的コストが高すぎると考える。また事業の実施を対抗要件とすると、契約から商品を出すまでの期間が保護されず、独占性を保護することにつながらない。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

- ライセンサーから新たに利用許諾を受けた第三者の契約は無効とするのが妥当。その上で無許諾の第三者（不法利用者）に対するのと同様に一定条件のもと独占的ライセンシーに当該第三者への差止請求を認めるべき。
- 無許諾の第三者との関係では、ライセンシーが、ライセンサーへ無許諾の第三者の利用の差止めを求め、一定期間の間にライセンサーが差止めを行わない場合には、独占的ライセンシーはその独占性を守るために必要な範囲で、無許諾の第三者の著作物の利用を差し止めることができる法制度が妥当。
- 二重ライセンスがなされた場合に後に締結されたライセンス契約を無効にしてもよいと考えている理由については、もともとライセンサーというのは独占的ライセンス契約をしていることを認知していることがまず大前提だと考えている。そのライセンサーが第三者に対して新たにライセンスを与えたといったときに、ライセンスを受ける側もライセンサーに先行する独占的ライセンスの有無を確認する義務が発生していると考えている。そのため、その両者のお互いの落ち度があると考えて、後に締結されたライセンス契約は無効にしてもいいのではないかと考えている。

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

- 二重に独占的ライセンス契約が締結された場合については、先に独占的ライセンス契約を締結した者が、その独占的ライセンスに基づき事業化した後に現れた他の独占的ライセンシーに対しては、その独占的ライセンスの独占性

を主張し、差止請求できるという形が望ましい。他方、二重に独占的ライセンス契約が締結された場合に、後から独占的ライセンス契約を締結した者が先に独占的ライセンス契約を締結した者よりも早く事業化した場合は、後から独占的ライセンス契約を締結した者が、先に独占的ライセンス契約を締結した者に対し、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求できるようにするのは望ましくない。そのため、誰も事業化をしていない間に二重に独占的ライセンス契約が締結された場合については、相互に独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求を行うことが出来ないものとし、両方の独占的ライセンシーが対象著作物の利用を継続できる形が望ましいと考えている。

- 上記を具体例で示すと、独占的ライセンシーのA、B及びCが現れた後、Bが事業化し、その後にさらに独占的ライセンシーDが現れた場合、①A、B及びCは、相互に独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求を行うことはできず、それぞれ対象著作物の利用を継続できるものとする、②事業化をしたBは、その事業化後に現れたDに対して、自己の独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求をすることができる、③事業化をしていない（又はBよりも後から事業化をした）A及びCは、①のとおり利用は継続できるものの、Bの事業化後に現れたDに対しては、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求を行うことはできない（Bの事業化後に現れた独占的ライセンシーに対し、差止請求を行うことができるのは最初に事業化をしたBのみで、仮にAやCが後れて事業化したとしても、その事業化の後に現れた独占的ライセンシーに対して、AやCは差止請求をすることができず、Bのみが差止請求できる）、といった形になることが望ましいと考えている。

（3） 論点

- ・ 対抗関係に立つ第三者（著作権等の譲受人、他のライセンシー）に対し、独占性を主張するための要件として、どのような要件を定めるべきか。
- ・ ①登録対抗制度、②事業実施対抗制度、③悪意者対抗制度、④当然対抗制度についてどのように考えるか。
- ・ ①～④以外の選択肢が想定されるか。
- ・ 不法利用者についてどのように考えるか。
⇒不法利用者は独占的ライセンシーとの関係で対抗関係に立つ第三者ではないと考えられるところ、独占的ライセンスの対抗制度として何等かの対抗要件を要求する制度を設けたとしても、独占的ライセンシーは不法利用者に対しては、対抗要件を備えることなく独占性を主張できると考えてよいか。

4. 契約承継の問題との関係

（1） 問題の所在

上記2.（1）のとおり調査研究結果やヒアリング結果において独占的ライセ

ンスの独占性を保護することができる制度導入の必要性が確認されたところであるが、ヒアリングにおいては、独占性の保護の在り方として、独占的ライセンス契約の契約上の地位の移転（以下「契約承継」という。）による保護を求める意見¹⁸も見られたところである。

契約承継には、譲渡人となる契約当事者の一方と、譲受人となる第三者の間で、契約上の地位を譲渡する旨の合意がなされることに加え、契約の相手方の承諾を必要とするのが、民法の原則である（民法539条の2）。

他方、この原則に対する例外として、譲渡人の免責を伴う契約承継によって契約の相手方に不利益が生じない場合には、相手方の承諾は不要であると解されてきた。例えば、不動産賃貸借における目的物の譲渡については、賃貸人の交替によって相手方（賃借人）が不利益を受けることはカテゴリーカルにないといえることから、①賃借人が対抗要件を備えている場合において、目的物たる不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人の地位は譲受人に当然に移転するとされ（民法605条の2第1項）、②賃借人が対抗要件を備えていない場合であっても、譲渡当事者間の合意によって、賃貸人の承諾を要することなく、賃貸人の地位を移転することができるとされている（民法605条の3）。

そこで、独占的ライセンスの独占性の保護の在り方として、独占的ライセンス契約の承継に係るルールを法定することについての考え方を整理することとしたい。

（2） 従前の議論

ア 利用権の当然対抗制度導入時の議論

【文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）】¹⁹

利用権の当然対抗制度導入に伴い、独占的ライセンス契約における独占性の

¹⁸ ヒアリングでは、著作権等が譲渡された場合の独占性の保護の在り方について、以下の意見が示されている（著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和2年1月22日）13頁）。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

- 安定的なビジネス継続のため独占的ライセンシーの保護が重要。著作権が第三者に譲渡されようとも独占的使用権は同条件で継続されるべき。
- ライセンサーが著作権を他の者に譲渡した場合、新権利者がはっきりしているのであれば、ライセンスフィーは、新権利者に支払ってしまった方がいいと考えている。
- 著作権の譲受人にライセンサーの地位が全部移ってよいのかという点については、例えば、当該著作物の使い方の監修等があるので、元のライセンサーに協力を得ないといけない部分はあるが、それを含めて権利者になったからには一旦は譲受人が独占的ライセンス契約を引き継いで、具体的にどうするかというところはその後話し合うことかと考えている。

¹⁹ 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）127～129頁

合意（独占条項）が承継されるか否かについては以下のとおり整理されている。

■ 利用権の当然対抗制度導入に伴う独占的ライセンス契約の承継について

なお、当然対抗制度の導入が、利用許諾に係る権利が非独占的であって、譲受人に与える不利益が小さいこと²⁰を前提として正当化されていることを踏まえれば、利用許諾に係る権利の当然対抗に伴い、契約条項のうち独占条項（利用者以外の者には利用させない旨の合意）が承継されることはないものと考えられることから、独占条項については契約承継の在り方に係る検討対象からは除外して扱うものとする。

また、非独占的な利用権を前提とするものであるが、利用権の当然対抗制度導入に伴う契約承継の在り方について、以下のとおり整理されている。

■ 利用許諾契約全体を一律に承継させることについて

著作物に係る利用許諾契約においては、著者が負う校正義務やソフトウェア等の保守・修理・サポート・カスタマイズの義務等、誰でも履行することができるわけではない性質の義務も定められる例があることが確認された。また、利用許諾契約において定められることのある著作者人格権の不行使特約のように、著作者がその義務を負わなければ意味がない性質の義務が定められる例も存在する。このように利用許諾契約において定められることのある義務の性質を踏まえれば、利用許諾契約全体を一律に承継させることとすると、ライセンサーの交代が利用者に不利益を与える場面も想定されるため、利用許諾契約全体を一律に承継させる制度を採用するのは妥当ではないと考えられる。

■ 利用者に不利益を生じさせない範囲で契約を承継させることについて

利用者に不利益を生じさせない範囲で、例えば、著作権者の負う義務のうち誰でも履行することのできる義務のみ承継させるという制度を設けることも考えられる。一方で、例えば、誰でも履行することのできる義務に限って承継を認めるという制度とする場合、そのような義務の性質を適切に区分けして規定を置くことは立法技術上困難であることが考えられる。また、様々な条項がパッケージとなって契約は作られており、使用料の支払額等は他の契約条項と連動してその内容が決まっている場合も存在することから、契約内容のうちの一部（誰でも履行することのできる義務）のみが承継されることとなると、旧著作権者と譲受人との間で使用料を案分しなければならない等の複雑な法律関係をかえって生じさせる可能性もある²¹。さらに、著作権は支分権ごとに譲渡が可能である

²⁰ 利用許諾に係る権利が対抗された場合には、譲受人は利用者による著作物の利用を差止めることはできなくなるが、譲受人自ら著作物を利用することはできるし、他者に許諾を行い利用させることができる。

²¹ 使用料に関する問題については、独占条項の定めがある利用許諾契約の対価の定めは著作物を独占的利用することができるものとして定められているところ、利用許諾に係る

ことから、利用許諾の対象となっている支分権のうち一部の権利だけ譲渡された場合に、どのように対価を支払えばよいのか問題が生じる場面があり得る。したがって、このように誰でも履行することのできる義務に限り承継を認めるという制度については慎重な検討が必要となる。

(中略)

以上を踏まえると、利用許諾に係る権利の対抗に伴う契約の承継に関しては、一定の基準を法定して契約が承継されるか否かが決定される制度を設けることは妥当ではないものと考えられ、契約が承継されるか否かについては個々の事案に応じて判断がなされるのが望ましいと考えられる。

■ 契約の承継について個々の事案に応じた判断に委ねた場合の考え方

契約の承継に関して個々の事案に応じた判断に委ねた場合の契約の承継の考え方については、当然対抗を認める規定の解釈として一定の場合に当然に契約が承継されることは考えられるとの意見や、契約の承継について法律で規定しない場合には、当事者間で契約の承継に関する合意が認められない限り、当然に契約が承継されることはないものと考えられるとの意見があった。

■ 契約を承継しない旨の合意について

利用許諾契約に関しても、譲受人において契約の承継を望まない状況があるものと考えられるところ、…不動産賃貸借の例に照らせば、当事者間の合意により契約の承継を否定することは可能であると考えられる。

この合意に関しては、改正民法において不動産賃貸借については、留保の合意に加えて賃貸の合意を必要としているのは、権限を有しない賃貸人では修繕義務を円滑に履行ができないなどの事情から賃借人に対し不動産賃貸借権の対抗に尽きない保護を与えているものと考えることができ、そのような考えからは著作物の利用許諾について利用許諾に係る権利の対抗に尽きない保護を与える必要があるのかが問題となるといった意見や、当事者が合意しない限り契約が承継されることはないという立場を前提に、当事者が明示的に留保する旨の合意をしていれば契約は承継されないといった意見が示された。

権利の当然対抗制度に伴い独占条項が承継されないという前提からすると、対価の定めを当然承継させるのは難しいことから、独占条項の定めがある利用許諾契約について当然承継されるべきといった議論はできないのではないか、といった意見が示された。

イ 独占的ライセンスの保護に関する議論

【調査研究】²²

独占性に対する期待の保護の方法としては、…著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度²³を設けることと併せて、独占性を契約の承継の問題として扱い、一定の場合には独占性が承継される旨規定することが考えられるところである。しかし、契約の承継に関しては、上記イで検討したとおり（※）、制度設計には慎重な検討を要することから特段の規定を設けないことが有力な選択肢と考えられ、独占性についてのみ契約の承継についてルールを設けることは反対解釈を招きかねず妥当ではないと考えられる。

※調査研究第2の3（2）イ（抜粋）²⁴

「定型的・非定型的な契約内容の別を適切に区別して承継について法律上の定めを置くことは立法技術上困難であると考えられること、様々な条項がパッケージとなっている契約では、ロイヤリティの支払額等の定型的な契約条項であっても他の契約条項と連動してその内容が定まる性質を有するものが存在する場合があります、定型的・非定型的かどうかという観点でのみ承継について決するのは妥当ではない場面が生じ得ること、契約内容の一部のみが承継されることとなった場合には却って法律関係が複雑になること等が考えられ、定型的な契約内容のみを承継するとの制度設計による解決には慎重な検討が求められるものと考えられる。」

（3） 論点

- ・独占的ライセンス契約の独占性の保護の在り方として、独占的ライセンス契約の承継に係るルールを法定することについてどのように考えるか。
- ・独占的ライセンス契約の承継に係るルールを法定しないとした場合の契約承継について、どのように考えるか。この場合、契約承継しない旨の合意により契約の承継を否定することは可能と考えてよいか。

5. その他の付随的検討事項

■著作権等管理事業への影響

（1） 問題の所在

独占的ライセンスの対抗制度が導入された場合における、独占性について対抗力を備えている独占的ライセンスが設定されている著作権等を著作権等管理事業者に対し管理委託することの可否、及び、著作権等管理事業者における応諾

²² 調査研究68頁乃至69頁

²³ 令和2年著作権法改正により導入された利用権の当然対抗制度（改正後の第63条の2）

²⁴ 調査研究67頁

義務（著作権等管理事業法第16条）の有無等について整理したい。

（2） 論点

- ・独占的ライセンスの対抗制度が導入された場合における，著作権等管理事業との関係については以下のように整理して問題ないか。

- ①著作権者等及び著作権等管理事業者間の管理委託契約締結前に，著作権者等と独占的ライセンス契約を締結している独占的ライセンシーが独占性について対抗力を備えていた場合
- ・独占的ライセンスの範囲では著作権者等は著作権等管理事業者に対し，その著作権等の管理委託をすることができず，著作権等管理事業者の応諾義務も生じない。
- ②著作権者等及び著作権等管理事業者間の管理委託契約締結後に，著作権者等と独占的ライセンス契約を締結している独占的ライセンシーが独占性について対抗力を備えた場合
- ・独占性の対抗力が備わった時点で既に著作権等管理事業者から利用許諾を受けていた利用者については，当然対抗制度により，その利用権を独占的ライセンシーに対抗できるため，その利用を継続することができる。
 - ・他方，独占性の対抗力が備わった後については，著作権等管理事業者は，その独占的ライセンスの範囲で利用許諾権限を失うため，利用許諾を行うことはできず，著作権等管理事業者の応諾義務も生じない。
 - ・ただし，当該管理委託契約が信託譲渡による場合については，著作権等管理事業者は，独占性の対抗力具備の前に当該信託に係る著作権の移転について登録を備えていれば，当該信託に係る著作権の移転が独占的ライセンスの独占性に優先するため，その独占的ライセンスの範囲内においても利用許諾権限を失わず，応諾義務も負うことになる。

以上